生徒心得

本校生徒は、明るい学校生活をいとなみ、美と真理を愛し、世界 平和と社会の発展に貢献できるようになるため、次の諸事項に留意 して、各自の個性を伸ばしつつ、人格の形成を図ることを心がける。

- (1) 学習をとおして人格の完成、社会人基礎力や個性の伸長に努める。
- (2) 自主自律の精神を養い、自身の行動に責任をもつとともに、他 人の権利を尊重する。
- (3) 高校生としての自覚に基づき思慮深く冷静に行動する。
- (4) 健全な精神と健康な身体を養う。
- (5) 礼儀をわきまえ、敬愛の精神を養う。

2 学校生活に関する心得

1 一般事項

- (1) 教科学習は学校生活の中心である。生徒は教科担任の指導に 従い、以下の諸注意を守って学習効果をあげるように努める。
 - ①教科書、ノート等必要な物は休み時間に準備する。
 - ②決められた座席に座って学習する。
 - ③不必要なものは教室内に持ち込まない。
 - ④教科担任の指示、許可なく立ち歩かない。
- (2) 生徒は正当な理由なく授業を欠席、または遅刻、早退してはならない。やむを得ず欠席、遅刻、早退する場合は必ずホームルーム担任へ届け出る。
- (3) 予定の授業が自習になった時は自習監督者の指示に従い、各 自の教室で静かに学習する。
- (4) 学校行事、ホームルーム活動、生徒会活動は、教科学習と並ん で学校教育の重要な領域である。教科学習と同様に自主自律の

精神をもって活動する。

- (5) 放課時刻までは、原則として校外に出ることを認めない。必要や すっを得かい場合はホームルーム担任へ願い出て許可を受ける。
- (6) 下校時刻(特別に許可を得ていない場合は午後5時)には、す みやかに下校する
- (7) 必要があって下校時刻以後または休日、祝祭日等に校舎を使用する場合は、所定の施設使用願を、定められた期間において提出する。
- (8) 毎日、定められた場所の清掃を行い、環境の整備、美化に努める。
- (9)校舎、校具は、大切に扱い、破損したりしないように気をつける。 万一破損した場合にはすみやかにホームルーム担任へ届け出る。 事情によってけ弁償することもあり得る。

3 礼儀に関する心得

- (1) 校外において、本校職員または目上の人に出会った時は礼を し、校内において本校職員、または来賓に出会った時は会釈する。
- (2) 友人間の交際は明るく、健全なものでなければならない。
- (3) 日常の言語動作に気をつけ、礼儀正しくすること。

4 規律に関する心得

- (1)校内、校外を問わず、集会を催し、雑誌、新聞等を発行し、また は調査等をしようとする時は、必ず生活指導部に届け出て許可を 得なければならない。
- (2) 掲示を行う時は、事前に生徒会活動関係は生徒会執行部、それ以外は生活指導部に届け出て、許可を得なければならない。 掲示は原則として所定の掲示板及び教室内の所定の場所以外

を用いることはできない。

- (3) 不必要な貴重品を学校に持ってこない。また、貴重品は各自できたんと管理する.
- (4) アルバイトは原則として禁止する。やむを得ずアルバイトを行う 場合は保護者連署の上、ホームルーム担任へ届け出て許可を受ける。
- (5) 不健全な娯楽場などの風紀上問題になりやすい場所へは出入 りしない。
- (6) 理由を問わず、暴力、暴言は許されない。
- (7) 飲酒、喫煙、窃盗、その他法律にふれるような行為をしてはならない。またその同席も指導の対象となる。
- (8) 生徒間でみだりに金銭、物品等の貸借、売買行為をしない。
- (9) バイク、自動車による通学は禁止する。制服での乗車は指導の 対象となる。(但し、家族の運転するものを除く)
- (10)インターネット、携帯サイト上での誹謗・中傷は、厳に慎むこと。 また、違法・年令制限上アクセスが認められないサイト、不健全な サイトへのアクセスをしない。その他インターネットの利用につい ては、十分に注意すること。
- ※上記(5)~(10)について特別指導の対象となる。またその同席も特別指導の対象となる場合がある。

5 服装に関する心得

服装は、高校生として、時・場所・場合にふさわしい品位のあるも のを着用し、清潔さを保つこと。

(1) 服装は本校指定の制服を着用する。(別表参照) ただし、やむを得ない事情により異なった服装をする場合は生 徒手帳の諸届・許可欄に記入し、担任の許可を得ること。

(2) 本校の制服は次表の通りとする。

(指)→本校指定のもの(別表)

令和3・4年度入学生(1・2年生)及び、**令和2年度入学生(3年生)**

	男子	女子
四	ブレザー: (指)	プレザー: (指)
月(スラックス: (指)	スカート: (指) スラックス: (指)
五		*上記いずれかを選択できる
月		*リボン・ネクタイとの組み合わせは自由
+		
月	ネクタイ(指)	リボン: (指) ネクタイ: (指)
Ξ.	白の長袖ワイシャツ(無地)	白の長袖プラウス: (無地)
月	セーター・カーディガン・ベストについて	
~	型: Vネックセーター 1・2年(指)・ベスト(指)・カーディガン ネクタイ・リボンが見えなくてはならず、パーカー・トレーナーは禁止とする。	
春		
秋	*指定以外のものは、下記の条件を満たしていれば、可。	
冬	柄:無地(ワンポイントまで可)	
季)	色:白・紺 (但し3年生は:白・紺・黒・茶・グレー・ページュ 可)	
	半袖シャツ: (指)	半袖プラウス: (指)
六	*指定以外のものは、下記の条件を満たしていれば可。	指定以外のものは、下記の条件を満たしていれば可。
月(白の半袖ワイシャツ (無地)	白の半袖プラウス: (無地)
九	ポロシャツ:白・紺(指)	ポロシャツ:白・紺(指)
月	指定以外のものは、下記の条件を満たしていれば可。	*指定以外のものは、下記の条件を満たしていれば可。
夏季	柄:無地(ワンポイントまで可)	柄:無地(ワンポイントまで可)
- ₹	色:白·紺	色:白·紺
	*部活制作 O P + 校名入りは可	*部活制作OP+校名入りは可

^{*}気候に応じて夏季にブレザー・白長袖ワイシャツ・ブラウスを着用してもかまわない。

- (3) 冬季の防寒着 無地の防寒着とする。
- (4) 冬季のヤーター着用について
- (別表参昭)
- (5) 制服の着用について
 - ①制服の改造は認めない.
 - ②スカートナの長さは、膝の中心から上下へ5cmまでとする。
- (6) スラックスの裾上げ

スラックスは、裾を折り上げずに着用する。

- (7) スカートの下にスウェットやジャージ等を着用することは認め ない。防寒には里タイツ(無地で装飾の無いもの)または指定 のスラックスを着用する。
- (8) 制服以外でネックレス ピアスかどの装身 旦 化粧かどは禁止 とする。また、頭髪は加工禁止とする。

6 SNS利用に関する心得

LINEやTwitter Facebookなどのソーシャルネットワーキングサー ビス(以下SNS)の利用は利便性も向上し、とても魅力的なコミュニケ ーションの手段となった。しかし、これらは利用の仕方を間違えると 思わぬトラブルに巻き込まれることや、犯罪の加害者になってしまう こともある。

本校では 利用に関しては「自己責任」であると考えているので 利用の際には熟慮の上、利用すること。

なお、学校内での個人情報保護等の観点から以下のことに注意す ること。また、禁止事項に違反する行為が発覚した場合は、特別指 導などの厳しい指導を行う。

- (1) 情報発信に際して考慮すること
 - ①発信しようとする内容が、人を傷つけないものかどうか、トラブル

を招かないものかどうか考えること。常に相手の立場になって 考えること。

- ②ある特定の話題に対して感情的になった時には、その話題に 関して冷静に考えられるようになるまでは、投稿を控えること。
- ③SNS等インターネット上で一度発信された情報は削除することが難しいため、あいまいな事実確認で不用意に情報発信しないこと。
- (2) 学校に関する禁止事項
 - ①本校内での活動は公開しない(休み時間も含む)。公開が必要 か場合は活動顧問を通じて生活指導部に申し出ること。
 - ②本校に在籍する生徒、卒業生等の私的な情報を発信しない。
 - ③本校の教職員・生徒の特徴を記し、直接表現しなくても多くの 人に本校であることがわかる内容を公園しない。
 - ④個人が特定される個人名、学校名、住所、電話番号、クラス、 出席番号、年齢等の個人情報を公開しない。
 - ⑤本校生徒以外でも、無断で撮影した他人の写真等は公開しない。
 - ⑥学校の品位を傷つける内容、クラスの友人や他人に対する誹謗中傷、個人の秘密、性的な内容を公開しない。

7 願・届その他

- (1) 欠席、遅刻、早退、忌引は生徒手帳に理由を記し、保護者サインの上ホームルーム担任に届け出る。
- (2) 病気欠席が1週間以上にわたる場合は、医師の診断書を添え てホームルーム担任に届け出る。
- (3)各授業についての遅刻、早退及び欠課については教科担任、ホームルーム担任に届け出る。
- (4) 外出届、アルバイト届等は生徒手帳によって保護者連署の上ホ

ームルーム担任に届け出る。

- (6) 退学、休学、復学、住所変更等の願または届は、事務規定によって定める。
- (7) 生徒証は必ず身につけていること。紛失した場合にはホームルーム担任に届け出ること。
- (8) 所持品には必ず名前をしるしておくこと。
- (9) 遺失物または拾得物のあった場合は、すみやかに関係職員に 届け出ること。